

「上海市の某コンビニで禁止 10 都県の商品が販売!？」

洲澤 輝

昨年 11 月、中国の SNS やニュースサイトにてあるニュースが話題となりました。それは、「中国政府が日本からの輸入を禁止している 10 都県（注）の商品が上海市の某コンビニで販売されている」という内容でした。現在中国政府は東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により日本の 10 都県で製造された食品を輸入停止しています。

（注）：禁止 10 都県とは、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県（米を除く）、長野県を指す。

中国政府が輸入禁止しているため、当然これらの食品を中国の小売店で見かけることはありません。しかし、今回のニュースを通じて上海市の某コンビニで禁止されているはずの 10 都県の商品が販売されていたことが明らかになりました。以下、事件の詳細を説明します。

■群馬県と福島県の商品が販売

昨年 11 月、上海市松江区の市場监督管理局は消費者からある通報を受けました。通報の内容は、「中国政府が輸入禁止している日本の禁止 10 都県の商品が某コンビニで販売されている」という内容でした。店内では禁止 10 都県に該当する群馬県で製造されたゼリーと福島県で製造されたキャンディーが販売されていました。既に某コンビニで販売されていた関連食品は押収・撤去され、該当者は立件・処分されています。このように、中国の一般消費者や小規模事業者は食品輸入に関する法律や法規を熟知していないことがあるため、中国で禁止されている輸入食品が中国市場に出回る可能性は常に潜んでいます。もし、禁止 10 都県の商品を中国で販売した場合は「中華人民共和国食品安全法」の規定に基づいて当事者に行政処罰が下されます。



【画像参照：百度 立ち入り検査の様子】

■日本企業は把握していたのか？

最初、私がこのニュースを知った時は驚きと同時にある疑問を感じました。それは、「これらの商品はどのようにして中国の厳しい税関を通過したのか？」ということです。情報を探しましたが、詳細は分かりませんでした。今回の問題により商品を販売していた小売店はもちろん、商品を輸入した代理店に対しては厳しい処罰が下されると思います。ここで心配なのが、日本の製造・販売企業です。ニュースではハッキリと日本企業の名前と商品名が掲載されていました。日本企業が本件について把握していない場合、自分たちの知らないところで企業評価のダウンや今まで築き上げてきたブランドイメージが損われる可能性があるかもしれません。

■10 都県の規制に関する近年の動向

2018 年 11 月 28 日以降、唯一新潟県産の米については中国向けに輸出できるようになりました。しかし、それ以外の食品については、引き続き、輸出規制の対象となっており、依然として解除される見込みは立っていません。

今回のケースから見ても分かりますとおり、海外輸出には常に隠れた危険が存在しています。そのため、特にこれから海外輸出を行っていくと考えている企業の皆様は慎重にパートナーを選ぶ必要があります。私が理想とするパートナーの条件として、現地輸入規制に詳しいことはもちろん、関連知識が豊富で、定期的な面談を拒否することなく積極的に対応してくれる人・企業です。パートナー選びは難しいと思いますが、これから海外輸出を検討されている方は、まずは日本国内取引が可能なパートナーを選ぶのも選択肢の一つかもしれません。

参照：

- ①農林水産省（中国による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について）
- ②松江区的某コンビニで日本の放射能地域産食品 96 個押収（百度）